

館山市公共施設 個別施設計画
〈消防団施設〉

令和 4 年 3 月 策定

令和 8 年 9 月 改訂

館山市

館山市公共施設 個別施設計画〈消防団施設〉

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的	-----	3
2 計画の背景と位置づけ	-----	3
3 計画の期間	-----	4
4 計画の対象施設	-----	4

第2章 施設マネジメント

1 老朽化の現状	-----	6
2 対策の優先順位		
「点検・修繕、改修、適正配置等の基本的な考え方」	-----	7

第3章 基本方針

1 公共施設等総合管理計画の基本方針	-----	9
--------------------	-------	---

第4章 個別施設計画

「施設方向性、対策内容と実施時期、対策費用（概算）」	-----	10
----------------------------	-------	----

第5章 計画の継続的運用方針等

1 維持管理の項目・手法等	-----	13
2 施設のデータ整備と活用	-----	13
3 推進体制について	-----	14
4 計画の見直し等について	-----	15
5 変更、改訂等履歴	-----	15

添付資料

館山市建築系公共施設カルテ

参考資料：関連計画等

第4次館山市行財政改革方針(R5.3月)
館山市公共施設等総合管理計画(H29.6月)

第1章 計画の概要

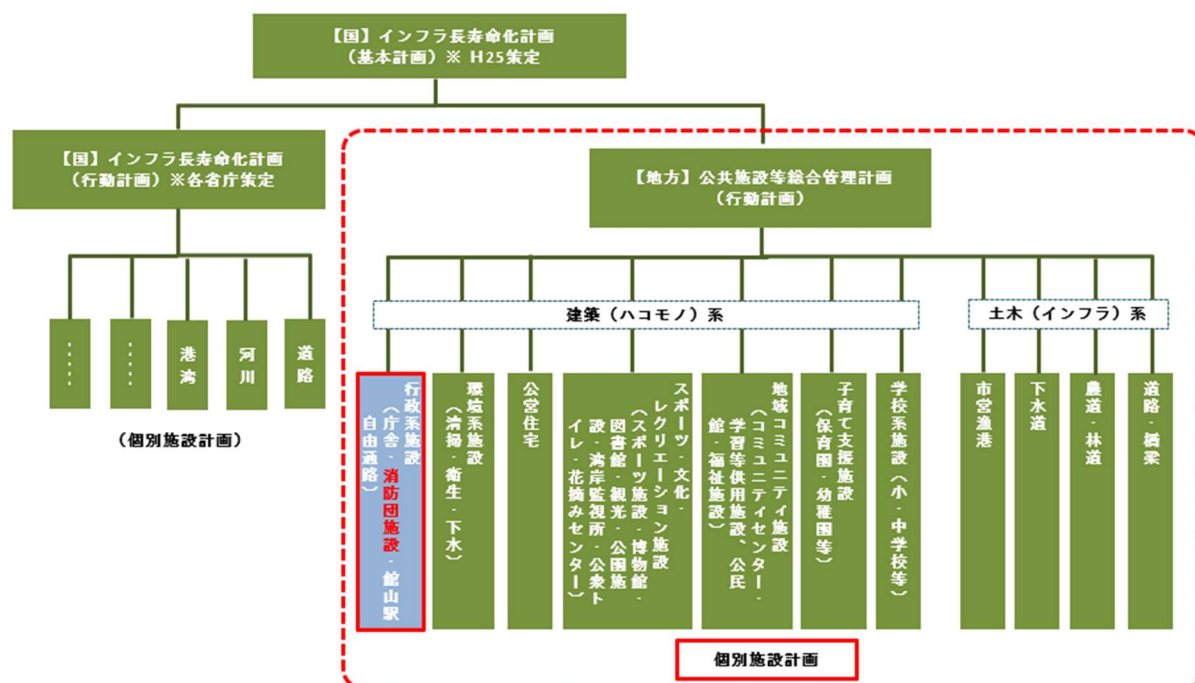
1 計画策定の目的

本計画は、平成29年6月に策定した「館山市公共施設等総合管理計画」を推進するため、建築系公共施設の劣化状況等を把握し、今後の施設方向性を定めることで、改修・更新費用の平準化や維持管理経費縮減、施設の再配置等に資することを目的としています。

2 計画の背景と位置づけ

公共施設等の老朽化が顕在化し社会問題となったことから、国は、平成25年に「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換を柱とした「インフラ長寿命化計画」を策定し、平成26年には、地方公共団体に対して人口予測なども踏まえた中長期的な視点による「公共施設総合管理計画」の策定を要請しました。

これを受け、本市では、平成29年6月に「館山市公共施設等総合管理計画」を策定し、個別施設ごとの具体的な対応方針を「個別施設計画」として定めることとしています。



(計画の位置づけ)

3 計画の期間について

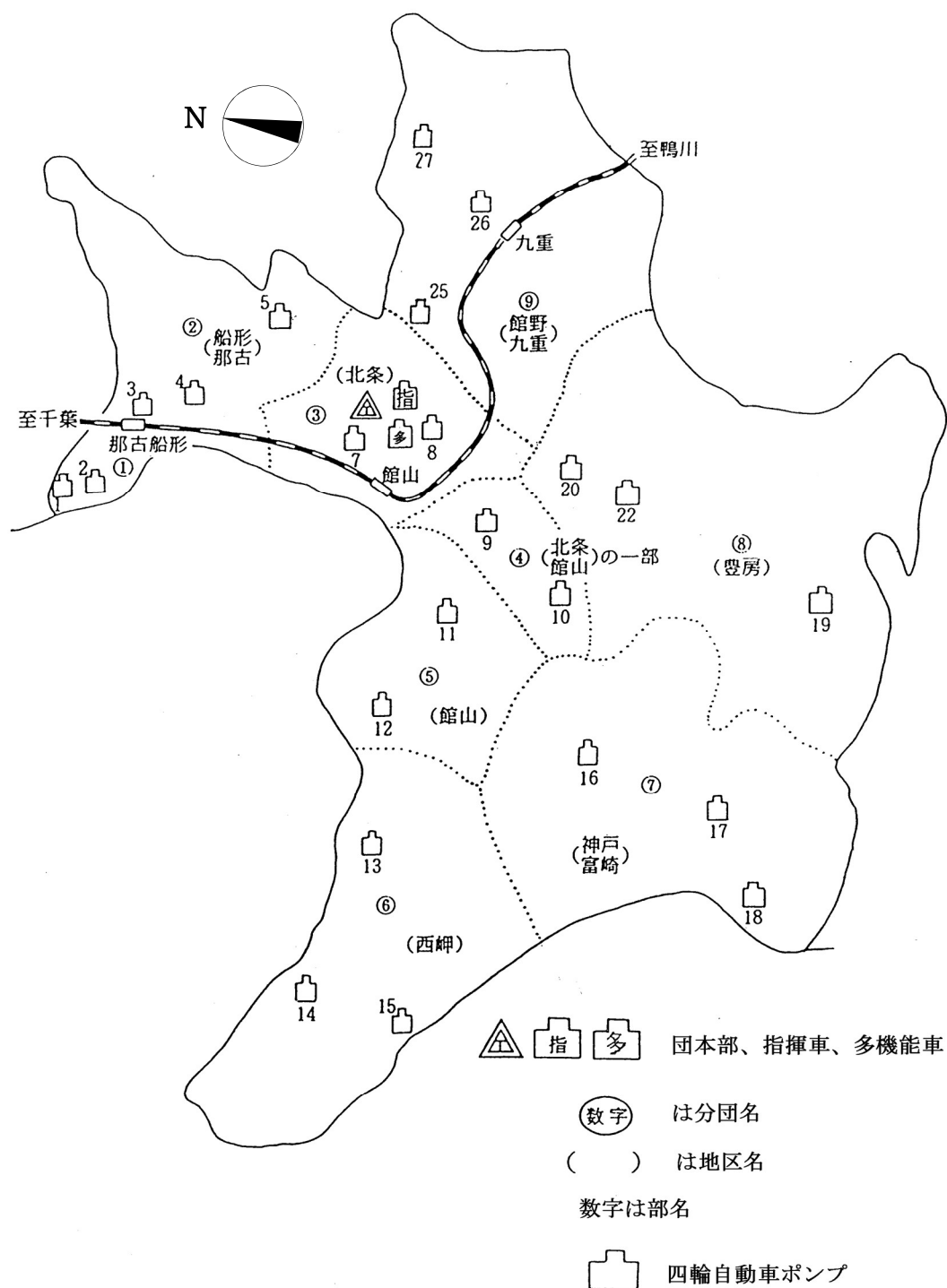
「令和4年度（2022）～令和18年度（2036）」の15年間とし、本書ではその第1期計画として令和13年（2031）までの工程を示すこととします。

（計画の見直しについては第5章3参照）

4 計画の対象施設

No.	施設名称	所在地
1	消防団第1分団第1部詰所	船形 1277-7
2	消防団第1分団第2部詰所	船形 410-1
3	消防団第1分団第3部詰所	船形 262-3
4	消防団第2分団第4部詰所	那古 1125-2
5	消防団第2分団第5部詰所	亀ヶ原 589-3
6	消防団第3分団第7部詰所	北条 1731-6
7	消防団第3分団第8部詰所	北条 1559-31
8	消防団第4分団第9部詰所	長須賀 46-3 他
9	消防団第4分団第10部詰所	下真倉 660-2 他
10	消防団第5分団第11部詰所	館山 254
11	消防団第5分団第12部詰所	沼 1029-5
12	消防団第6分団第13部詰所	見物 49-1 他
13	消防団第6分団第14部詰所	波左間 548-10
14	消防団第6分団第15部詰所	伊戸 1131
15	消防団第7分団第16部詰所	藤原 905-3
16	消防団第7分団第17部詰所	犬石 596-3
17	消防団第7分団第18部詰所	大神宮 152
18	消防団第8分団第19部詰所	神余 5361-1
19	消防団第8分団第20部詰所	南条 512-1
20	消防団第8分団第22部詰所	大戸 190-6
21	消防団第9分団第25部詰所	山本 1136-8
22	消防団第9分団第26部詰所	安東 10-2 他
23	消防団第9分団第27部詰所	竹原 708-1

<参考> 消防団詰所配置図



第2章 施設マネジメント

1 老朽化の現状 《簡易評価》

施設名称	耐用 年数	築 年数	屋根 屋上	外壁	内部 仕上げ	電気 設備	機械 設備	健全 度
消防団第1分団第1部詰所	17	43	C	C	C	C	C	40
消防団第1分団第2部詰所	17	7	A	A	A	A	A	100
消防団第1分団第3部詰所	17	45	B	A	C	C	C	60
消防団第2分団第4部詰所	17	11	A	A	A	A	A	100
消防団第2分団第5部詰所	17	1	A	A	A	A	A	100
消防団第3分団第7部詰所	17	13	—	A	A	A	A	—
消防団第3分団第8部詰所	17	29	B	B	B	B	B	75
消防団第4分団第9部詰所	17	10	A	A	A	A	A	100
消防団第4分団第10部詰所	17	9	A	A	B	A	A	90
消防団第5分団第11部詰所	17	23	A	A	B	B	B	84
消防団第5分団第12部詰所	17	15	A	A	A	A	A	100
消防団第6分団第13部詰所	17	—	(C)	(B)	(C)	(C)	(C)	50
消防団第6分団第14部詰所(旧)	17	42	C	C	C	C	C	40
消防団第6分団第14部詰所	17	0	A	A	A	A	A	100
消防団第6分団第15部詰所	17	39	B	B	B	B	B	75
消防団第7分団第16部詰所	17	47	B	A	C	C	C	60
消防団第7分団第17部詰所	17	33	C	B	B	B	B	72
消防団第7分団第18部詰所	17	27	D	B	B	B	B	69
消防団第8分団第19部詰所	17	5	A	A	A	A	A	100
消防団第8分団第20部詰所	17	16	A	A	A	A	A	100
消防団第8分団第22部詰所	17	24	B	B	B	B	B	75
消防団第9分団第25部詰所	17	27	A	A	B	B	B	84
消防団第9分団第26部詰所	17	12	A	A	A	A	A	100
消防団第9分団第27部詰所	17	—	(C)	(C)	(C)	(B)	(B)	49

※築年数は令和8年4月1日時点の年数を記載しています。耐用年数超は赤字としています。

※学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（H29.3月 文部科学省）に準じて簡易調査及び評価を実施しています。解説書に準じ、屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備とし、目視、ヒアリング等による調査になります。各調査項目において、A～Dの簡易評価を行い、健全度を算出します。詳細については、次ページを参照してください。

※「—」と記載のあるものは、目視による簡易調査が不可だった内容になります。

※屋根には軒の出、庇（ひさし）を含みます。外壁にはサッシ類を含みます。電気設備・機械設備

配管類を指します。

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価

【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 60$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

	評価		評価点		配分	
1 屋根・屋上	C	→	40	×	5.1	= 204
2 外壁	D	→	10	×	17.2	= 172
3 内部仕上げ	B	→	75	×	22.4	= 1,680
4 電気設備	A	→	100	×	8.0	= 800
5 機械設備	C	→	40	×	7.3	= 292
						計 3,148
						÷ 60
						健全度 52

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（H29.3月 文部科学省）

2 対策の優先順位「点検・修繕、改修、適正配置等の基本的な考え方」

消防団詰所は、災害時の活動拠点、車両車庫、災害予防の指導・啓発としての役割に加え、地域と連携した地域防災力の要として、市が設置し、団に貸与しています。

詰所の維持管理にあたり、市の非常勤特別職である消防団員は、施設の日常的な目視点検及び不具合の把握を行い、必要な修繕及び管理を適宜行うことで、災害時に、詰所や消防車両等に不具合や危害が及ばないように努めます。

特に、屋根及び外壁塗装等を計画的（10年を目安）に実施することで、令和9年度以降は、現状の建替サイクルの目安である1棟/1年を2棟/3年に延長することを目指します。

〔目標使用年数40年（現存木造施設の築年数を参考に設定）〕

基本的な修繕や改修等の対策の優先順位は原則以下のとおりとします。

- ① 施設利用者の安全確保を図る整備
- ② 法定点検結果の対応
- ③ 施設運営に支障をきたす恐れのある設備等改修
- ④ 屋根・外壁等の漏水
- ⑤ 電気設備・機械設備の保守
- ⑥ その他通常の維持管理に関する修繕

法定点検の内容と対象施設については次表のとおりとなりますが、指摘事項がある場合には速やかな是正に努めます。

点検名称	対象施設	頻度	根拠法令
し尿浄化槽法定検査	第2,5,9,10,14,19部詰所	年1回	浄化槽法
し尿浄化槽保守点検	第2,5,9,10,14,19部詰所	年3回	浄化槽法

詰所の建て替えにあたり、地域防災力の要という施設特性を踏まえ、次に該当する施設については、施設のあり方を検討し、優先的に施設整備、適正配置等の対策を行います。また、団員不足等の理由による部の統合にあっては、優先順位を引き上げて整備していきます。

- ① 災害が想定される区域に位置する施設
- ② 簡易評価による健全度が低い施設
- ③ 人員不足等により、運営が難しい施設
- ④ 旧耐震基準の施設
- ⑤ 耐用年数を大幅に超過している施設

〈平成 29 年度以降における統合等履歴〉

- 平成 30 年 10 月：第 8 分団第 20 部・第 24 部 → 第 8 分団第 20 部に統合
(24 部詰所は地元区へ令和 2 年度譲渡)
- 令和 4 年度：第 9 分団第 26 部・第 27 部 → 第 9 分団第 26 部に統合
(27 部詰所は令和 5 年度に解体)
- 令和 5 年度：第 6 分団第 13 部・第 14 部 → 第 6 分団第 14 部に統合
(13 部詰所は令和 6 年度に解体)
- 令和 8 年度：第 1 分団第 1 部・第 2 部 → 第 1 分団第 1 部に統合
(1 部詰所は市所有)

第 3 章 基本方針

1 公共施設等総合管理計画の基本方針

公共施設の整備・管理に関する「基本方針」

一 公共施設の統廃合を実施する

- ◇ 国・県・民間施設など市内・郡内に所在する全ての施設の全体的な総量を考慮し「将来人口・利用実態・費用対効果・社会情勢（市民ニーズ）の変化」を踏まえ、『地区単位』又は『施設分類単位』にて、公共施設の統廃合を実施する

二 公共施設の機能複合化を実施する

- ◇ 単体的な公共施設の機能を見直し、施設機能の複合化を行い、利用率の向上を図り、地域コミュニティの活性化・子育て環境の充実・交流人口の増加などに資する「魅力ある公共施設」への転換を実施する

三 民間や地域（市民）活力を導入する

- ◇ これまで提供してきた公共施設における行政サービスは、「真に行政が主体として担うべき性質のものなのか」という視点に立ち、民間事業者や市民との協働により、施設の売却・譲渡又は運営権の委託等を実施する
- ※ 官民連携については、PPP／PFI など先進自治体の導入事例などの調査検討を行い、最適な手法・方策により推進する

館山市公共施設等総合管理計画（H29.6 月）より抜粋）

第 4 章 個別施設計画

○個別施設計画の見方

- 計画期間
- ・施設方向性：「館山市公共施設等総合管理計画」を踏まえた今後の施設方向性を記載しています。（継続的に検討・協議等を行い、内容を変更する場合があります）

・対策内容　：施設方向性に基づく対策内容を記載しています。（内容や時期が変更となる場合があります）

・概算費用（千円）：対策内容に係る概算費用を記載しています。（随時、修正する場合があります）

施設名称		計画期間											備考	
1	消防団第1分団第1部詰所 〈船形地区〉	施設方向性（R4～R13）	⑤用途廃止（解体・売却）											建物あり 土地：市所有（95.71㎡）
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	費用 計 （10年間）	
		対策内容	修繕	修繕	修繕	移転（1-2詰所に移転）								
		概算費用（千円）	0	0	0	0						0		
2	消防団第1分団第2部詰所 ⇒消防団第1分団第1部詰所に 名称変更（令和 8 年度～） 〈船形地区〉	施設方向性（R4～R13）	⑦集約化（集約先）											
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	費用 計 （10年間）	
		対策内容	修繕	修繕	修繕	統合	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	0	0	0	0	50	50	50	2,000	100	100		
3	消防団第1分団第3部詰所 〈船形地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）											
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	費用 計 （10年間）	
		対策内容	修繕	修繕（軒天）	修繕	床修繕	修繕	建替検討 修繕	建替検討 修繕	建替検討 修繕	修繕	（屋根・外壁塗装）		
		概算費用（千円）	0	70	0	87	100	100	100	100	100	2,000		
4	消防団第2分団第4部詰所 〈那古地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）											
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	費用 計 （10年間）	
		対策内容	ホースタワー修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	11	0	0	0	100	100	2,000	100	100	100		
5	消防団第2分団第5部詰所 〈亀ヶ原地区〉	施設方向性（R4～R13）	④更新（建替）											
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	費用 計 （10年間）	
		対策内容	ホースタワー修繕	設計(2,310) 用地測量(272)	工事監理（1,980） 移転建築(39,930)	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	119	2,582	41,910	0	50	50	50	50	50	50		
6	消防団第3分団第7部詰所 〈北条地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）											
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	費用 計 （10年間）	
		対策内容	不具合発生時に修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	0	0	0	0	100	2,000	100	100	100	100		
7	消防団第3分団第8部詰所 〈北条地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）											
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	費用 計 （10年間）	
		対策内容	ホースタワー修繕	オーバースライダー修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	27	287	0	0	100	2,000	100	100	100	100		
8	消防団第4分団第9部詰所 〈長須賀地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）											
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	費用 計 （10年間）	
		対策内容	ホースタワー修繕	不具合発生時に修繕	浄化槽プロアモーター交換	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	90	0	44	0	100	100	2,000	100	100	100		

9	消防団第4分団第10部詰所 〈真倉・青柳地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間）	
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	ホースタワー修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	150	0	0	0	100	100	2,000	100	100	100		2,650
10	消防団第5分団第11部詰所 〈館山地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間）	
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	ホースタワー修繕	修繕	外壁塗装	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	60	0	1,206	0	100	100	100	100	100	100		1,866
11	消防団第5分団第12部詰所 〈館山地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間）	
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装		
		概算費用（千円）	0	0	0	0	100	100	100	100	100	2,000		2,500
12	消防団第6分団第13部詰所 〈西岬地区〉	施設方向性（R4～R13）	⑤用途廃止（解体・売却）										費用 計 （10年間）	土地：借地（115.7㎡）
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	修繕	修繕 合併(廃部)	解体									
		概算費用（千円）	0	0	1,929									1,929
13	消防団第6分団第14部詰所 〈西岬地区〉	施設方向性（R4～R13）	⑦集約化（集約先・建替）										費用 計 （10年間）	既存の6-14部詰所（旧）は建物付土地売却を予定
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	修繕	修繕 合併（13部と統合）	修繕 設計	工事監理（2,376） 建替工事（42,328）	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	0	0	2,904	44,704	50	50	50	50	50	50		47,908
14	消防団第6分団第15部詰所 〈西岬地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間）	
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	0	0	40	0	100	100	2,000	100	100	100		2,540
15	消防団第7分団第16部詰所 〈神戸地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間）	
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	修繕	シャッター修繕	修繕	シャッター修繕（426）	修繕	修繕	修繕	建替検討 修繕	建替検討 (屋根・外壁塗装)	建替検討 修繕		
		概算費用（千円）	100	20	0	426	100	100	100	100	2,000	100		3,046
16	消防団第7分団第17部詰所 〈神戸地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間）	
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕	修繕		
		概算費用（千円）	100	0	199	0	100	2,000	100	100	100	100		2,799
17	消防団第7分団第18部詰所 〈富崎地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間）	
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	ホースタワー修繕	電気設備修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	建替検討 修繕		
		概算費用（千円）	170	210	138	0	100	100	100	100	2,000	100		3,018

18	消防団第8分団第19部詰所 〈神余地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間） 2,250
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		対策内容	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	
		概算費用（千円）	0	0	0	0	50	50	50	50	50	2,000	

19	消防団第8分団第20部詰所 〈豊房地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間） 2,500
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		対策内容	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	
		概算費用（千円）	0	0	0	0	100	100	100	100	2,000	100	

20	消防団第8分団第22部詰所 〈豊房地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間） 2,500
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		対策内容	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕	
		概算費用（千円）	0	0	0	0	100	2,000	100	100	100	100	

21	消防団第9分団第25部詰所 〈館野地区〉	施設方向性（R4～R13）	②維持保全（維持修繕）										費用 計 （10年間） 2,630
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		対策内容	ホースタワー修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	
		概算費用（千円）	130	0	0	0	100	100	100	2,000	100	100	

22	消防団第9分団第26部詰所 〈九重地区〉	施設方向性（R4～R13）	⑦集約化（集約先）										費用 計 （10年間） 7,319
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		対策内容	車庫設置（3,855） 雨戸設置（90）	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	修繕	修繕	屋根・外壁塗装	修繕	修繕	
		概算費用（千円）	4,819	0	0	0	100	100	100	2,000	100	100	

23	消防団第9分団第27部詰所 〈九重地区〉	施設方向性（R4～R13）	⑤用途廃止（解体・売却）										費用 計 （10年間） 2,888	土地：借地（200㎡）
		実施年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		対策内容	修繕	解体										
		概算費用（千円）	0	2,888										

第5章 計画の継続的運用方針等

1 維持管理の項目・手法等

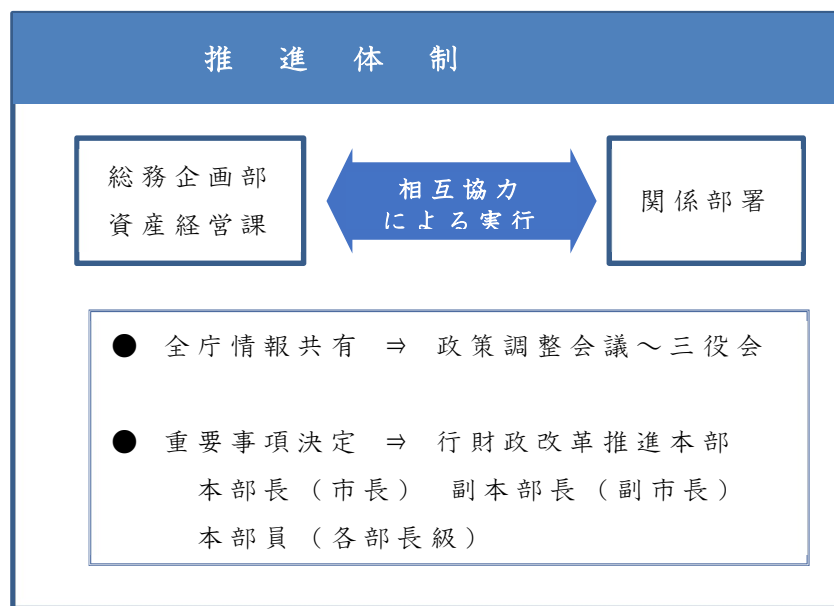
施設を適切に管理するために、修繕等の工事、法定点検だけでなく、日常的な点検を定期的
に実施し、施設の維持管理水準の向上に努めます。劣化状況を常日頃より把握し、必要に応じて
本計画に反映していきます。

点検種類	内容	頻度	担当者
日常点検	建築物や設備、工作物 の状況把握、清掃等	定期的実施	施設所管課担当者
法定点検	法令等に基づく内容	各種周期に基づく	専門業者

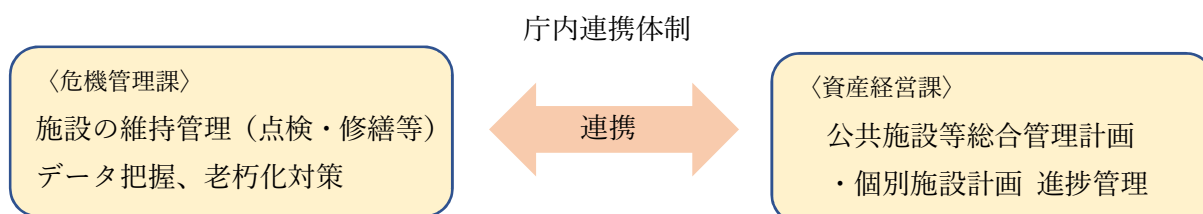
2 施設データの整備と活用

施設老朽化、財政状況、人口減少や利用者ニーズ等の変化に対応するため、施設の利用状況や
点検状況、コスト、修繕履歴等について、把握することとします。

3 推進体制について



公共施設等総合管理計画において定めた推進体制に基づき、本計画を着実に推進していくため、維持管理や点検・施設利用データ等の把握を行う施設所管課（担当課）と計画の進捗管理を行う資産経営課が連携を図ります。



4 計画の見直し等について

《計画見直しの実施時期等について》

計画見直しの実施時期については、計画期間の5年目となる令和8年度（2026年度）に全体見直しを行い、改訂を実施する予定です。

なお、改訂時期に関わらず、工程の変更や施設方向性に変更があった場合などは、随時反映することとし、次項に履歴を記録することとします。



5 変更、改訂等履歴

変更（改訂）等年月	内容	備考
令和4年3月	策定	—
令和5年4月	一部修正（対策内容の修正、13部及び14部の施設方向性変更、字句等修正 他）	
令和8年9月	改訂（施設簡易評価の再評価、対策の優先順位、年次計画表の修正、組織名変更 他）	

館山市公共施設 個別施設計画
〈消防団施設〉

策定年月 : 令和4年3月

改訂年月 : 令和8年9月

問い合わせ先 : 館山市 市民生活部危機管理課

電話 : 0470-22-3442